

山頂に至り、同所から同所と御所山・青木鉱泉分岐とを結ぶ登山道を南進し御所山・青木鉱泉分岐に至り、同所から同所と千頭星山山頂とを結ぶ登山道を南西に進み千頭星山山頂に至り、同所から同所と苺平分岐とを結ぶ登山道を西進し苺平分岐に至り、同所から同所と杖立峠とを結ぶ登山道を南東に進み杖立峠に至り、同所から同所と鷺ノ住山登山道と南アルプス林道との交点とを結ぶ直線を南西に進み同交点に至り、同所から同所と野呂川吊橋とを結ぶ鷺ノ住山登山道を西進し野呂川吊橋に至り、同所から県道南アルプス公園線を東及び南に進み奈良田第一発電所に至り、同所から早川町道奈良田大門沢線を西進し同町道と県道南アルプス公園線の中央線から西側に一キロメートルの幅をおいて引いた線との交点に至り、同所から県道南アルプス公園線の中央線から西側に一キロメートルの幅をおいて引いた線を南進し県道雨畑大島線の中心線から北側に一キロメートルの幅をおいて引いた線との交点に至り、同所から県道雨畑大島線の中心線から北側に一キロメートルの幅をおいて引いた線を西進し老平ゲートを中心とする半径一キロメートルの円との交点に至り、同所から同円の反時計回りの弧の線を進み同円と早川町道奥沢老平線との交点に至り、同所から同町道を西進し同町道の西端に至り、同所から同所と布引山山頂とを結ぶ登山道を西進し布引山山頂に至り、同所から山梨県と静岡県との境界線を北進し三峰岳山頂に至り、同所から山梨県と長野県との境界線を北西、北東及び北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成三十年八月六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 申請のあった年月日 平成三十年七月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人あさひ
 - 2 代表者の氏名 昆善起
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市高根町村山北割八十六番地六

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

4 定款に記載された目的 この法人は、地域で暮らす障がい者に、日常生活及び社会生活の総合的支援事業を行い、障がい者が自分らしく豊かに生活できる地域社会の実現を目指して、障がい者福祉の向上と障がい者の自立に寄与することに努力し、地域と社会の福祉の増進を図り、障がい者問題に対する社会的理解を促進することを目的とする。
三 縦覧期間 平成三十年七月三十日から同年八月三十日まで

● 換地処分の実施
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（万力地区万力第三工区）の換地処分を平成三十年七月三十日実施した。
平成三十年八月六日

山梨県知事 後 藤 斎

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成三十年八月六日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村平野字新井五十八番から六十番まで、六十一番二、六十二番二、六十三番一、七十一番一、七十一番五、七十三番及び七十四番の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡山中湖村山中二百三十七番一 山中湖村長 高村文教